



# 第3章 本庄市が目指す健康づくり

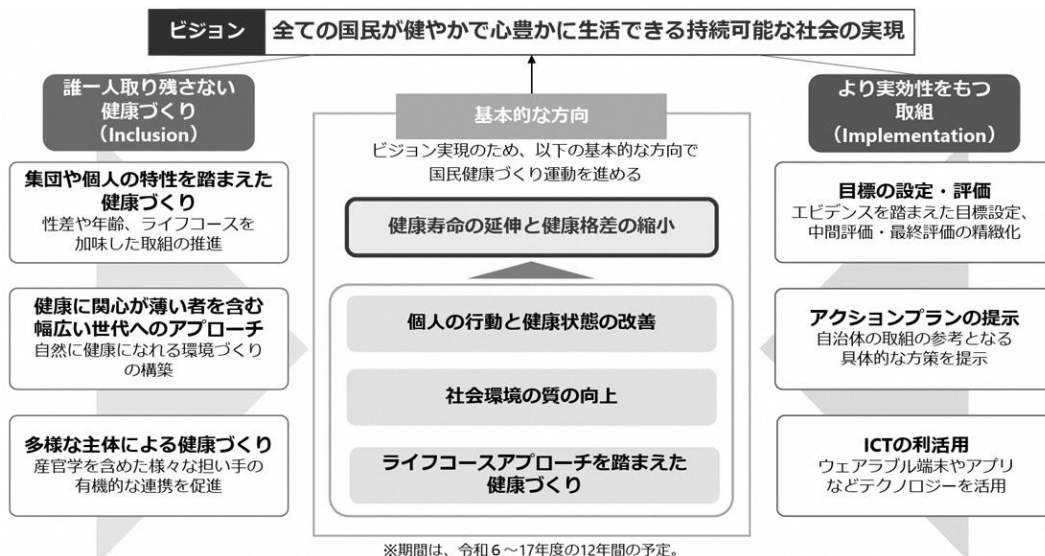
## 第1節 健康に関する国・県の方針

### (1)健康日本21(第三次)

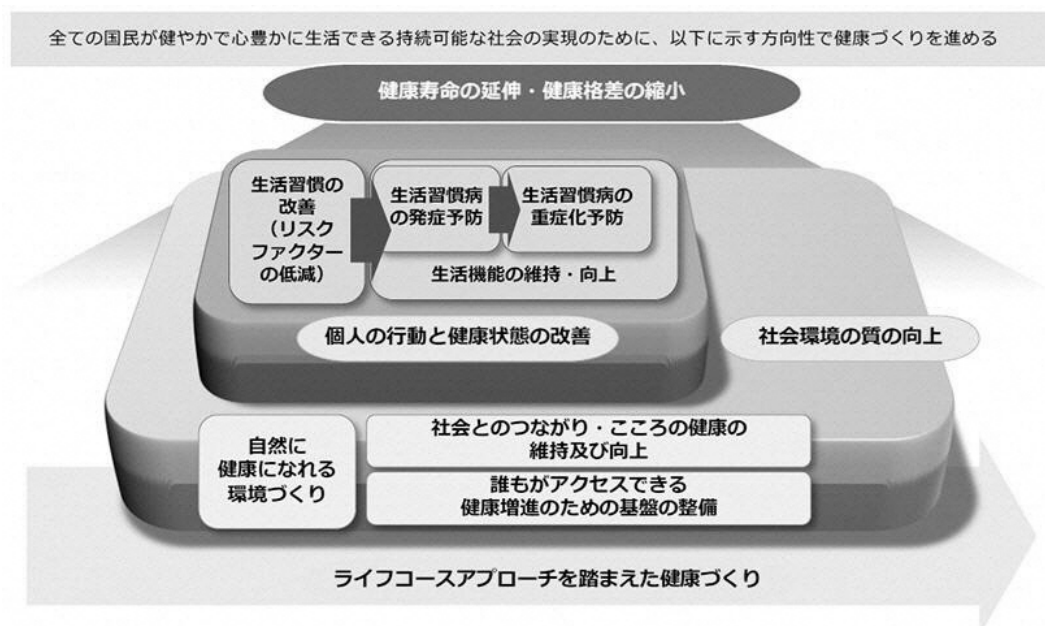
国が令和5年(2023)5月に示した「健康日本21(第三次)」では、社会が多様化したことで個人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進するとともに、生活習慣の改善を含めた更なる個人の健康状態の改善を促すため「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置いています。

「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を基本的な方向として健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した健康づくりを進めていくとしています。

#### 健康日本21(第三次)の全体像



#### 健康日本21(第三次)の概念図



## (2)第4次食育推進基本計画

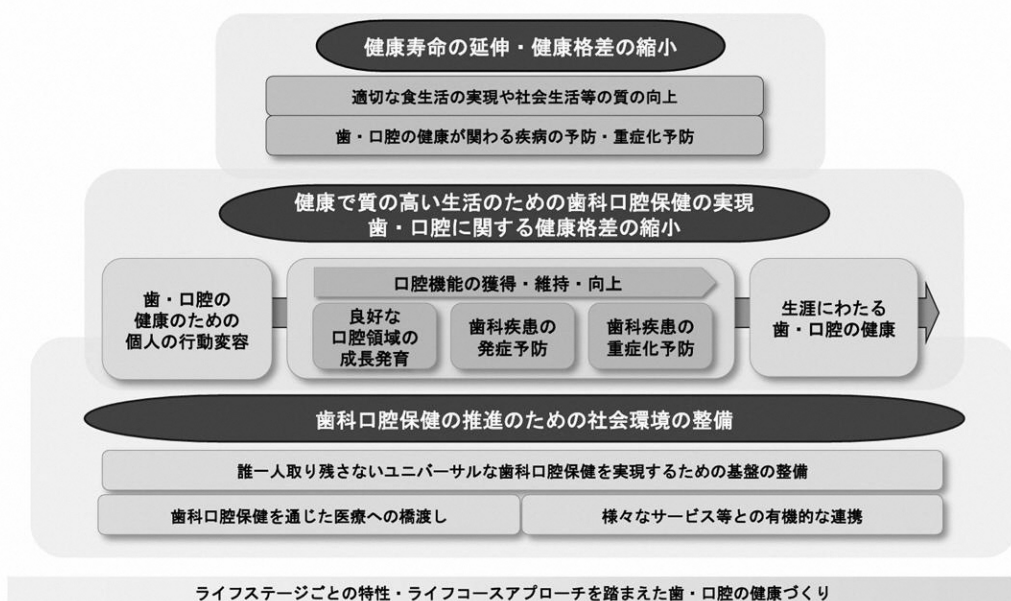
国は、国民一人ひとりが生涯にわたって心身の健康を維持し、持続可能な社会の実現に向けて主体的に食を選択・実践できるよう促すための指針として「第4次食育推進基本計画」を令和3年(2021)3月に決定しています。

この計画では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項とし、取組を具体化するため、家庭・学校・地域における食育の推進、食文化の継承、食品ロスの削減、生産者と消費者の交流促進、安全・栄養に関する情報提供といった分野の施策が展開されています。

## (3)歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)

歯と口腔の健康を確保・向上させることを目的に歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)が令和5年(2023年)10月に告示されました。この事項では、すべての国民が生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基盤となる歯科口腔保健の実現を掲げ、ライフコースに沿った切れ目のない歯科口腔保健施策の推進と、より実効性を持つ取組を推進するために適切なPDCAサイクル\*の実施を歯科口腔保健パーパス(社会的な存在意義・目的・意図)としています。

### 歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン



## (4)第8次埼玉県地域保健医療計画

県民が生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会の実現を目指し、健康増進計画や食育推進計画、歯科口腔保健、自殺対策、依存症対策等を含有した地域の保健・医療施策を総合的に推進するための計画です(令和6年(2024)3月に策定)。この計画では、「健康寿命の延伸」「医療の質の向上」「地域格差の是正」の3本柱を中心に、地域の実情や将来の医療需要を踏まえて、具体的な施策や目標が示され、埼玉県全体として持続可能な地域医療体制の構築を目指しています。

## 第2節 健康ほんじょう21(第3期本庄市健康づくり推進総合計画)の 目指す姿

国の「健康日本21(第三次)」は、誰一人取り残さない健康づくりを掲げ、ライフコースアプローチの考えを取り入れた、健康的な選択が自然にできる社会環境を整えるとともに、栄養や運動、休養、喫煙、飲酒など生活習慣の改善を促進しています。また、第8次埼玉県地域保健医療計画では、様々な疾患の医療提供体制の充実、高齢化や医療需要の変化、多様な健康課題を包括的に対応できる取組を進めています。

本庄市では、国や県の方針を踏まえ、市民一人ひとりが自分の健康を大切に、ライフステージごとかつ、胎児期から高齢期まで継続的に健康づくりができるよう、地域全体で支える環境整備に取り組みます。

また、「健康」とは単に病気や虚弱がない状態ではなく、心も体も社会的にも満たされた状態であると考えています。家族や地域、行政、企業、医療・保健の関係者など、多様な主体が連携し、「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現を目指します。

### 基本理念

---

---

---

# みんなで支え合い、 健やかにいきいきと暮らせるまち

---

---

---

## 第3節 基本目標

健康を取り巻く様々な問題の解決に向けた施策を推進することにより、健幸(「健康」と「幸福」を組み合わせたことばで、心身ともに健やかで、かつ幸福な状態)になれるまち「スマートウエルネスシティ<sup>※</sup>」の実現を目指します。基本目標は、次のとおりとします。

### 基本目標1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

---

すべての人ができるだけ長く、健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸を目指すとともに、地域や社会経済的状況などによって生じる健康格差の縮小に取り組みます。

### 基本目標2 生活の質の向上

---

心身ともに健康で、自分らしい生活を営むことができるよう、生活の質(QOL: Quality of Life)の向上を図ります。健康だけでなく、社会的・心理的な側面も含めた包括的な健康支援を推進します。

### 基本目標3 生活習慣病の発症予防と重症化予防

---

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を通じて、生活習慣病の発症を防ぐとともに、早期発見・早期対応により重症化を予防し、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげます。

### 基本目標4 社会とのつながり、こころの健康の維持向上

---

孤立を防ぎ、家族や地域、職場など社会とのつながりを保つことで、心身の健康を支える環境づくりを進めます。地域活動や世代間交流など、多様な関わりを促進します。

### 基本目標5 自然に健康になれる環境づくり

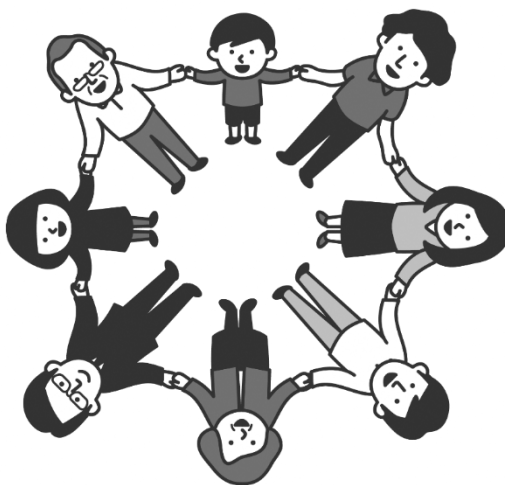
---

誰もが日常生活の中で自然と健康的な行動をとれるよう、食、運動、交通、まちづくりなどにおいて健康を意識した環境づくりを推進します。

### 基本目標6 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

---

年齢、性別、障害の有無、所得、居住地などに関わらず、すべての人が平等に健康増進サービスにアクセスできるよう、医療・保健・福祉の連携体制や情報提供体制を整備します。



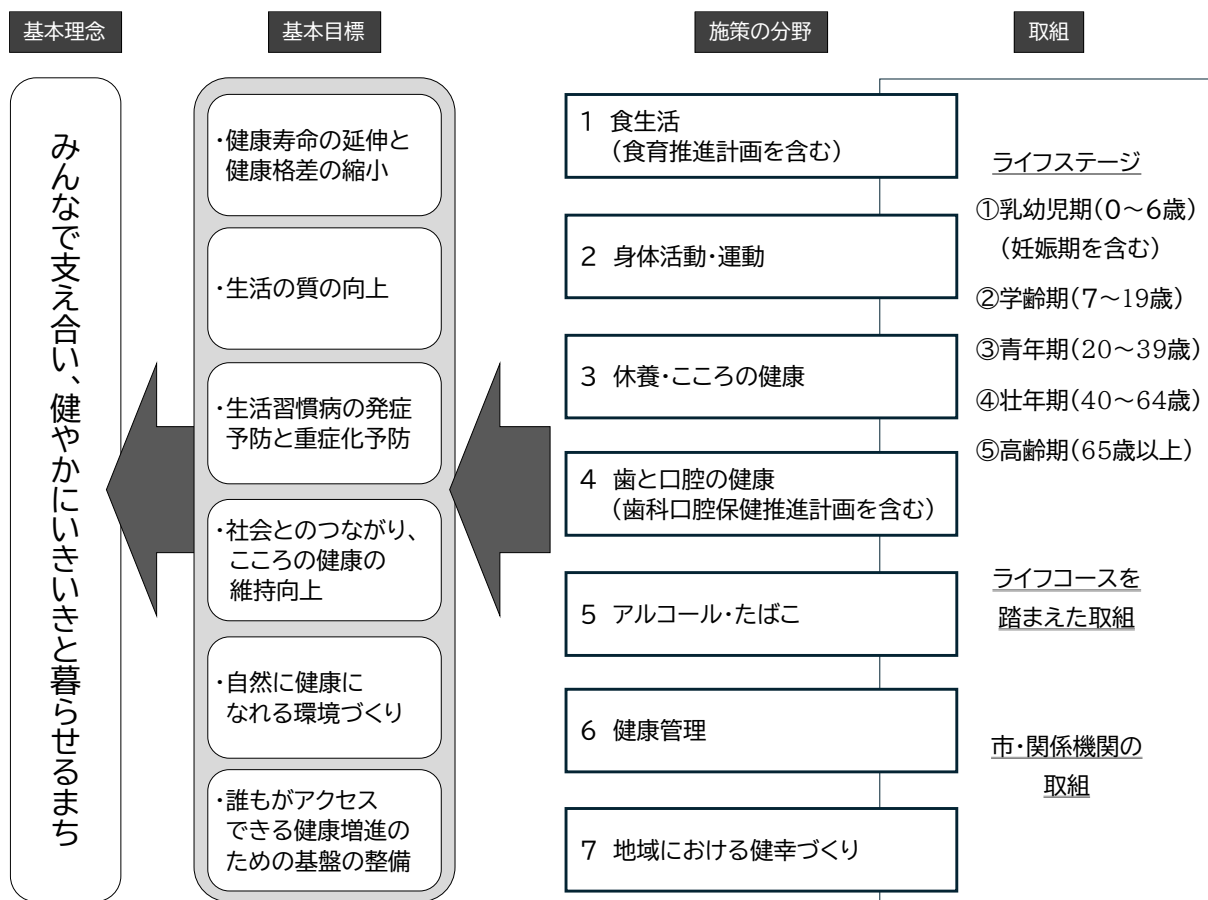
## 第4節 計画の体系

本市の健康づくりの基本理念と計画の体系図を以下に示します。

第3期本計画では、「食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「歯と口腔の健康」「アルコール・たばこ」「健康管理」「地域における健幸づくり」の7分野について、それぞれライフステージ、市・関係機関ごとでの具体的な健康づくりに取り組みます。

また、第3期本計画は、健康づくりを推進していくために、地域や事業者、行政が協力し、互いに連携を図り、総合的に取り組んでいきます。

### 施策体系



本市では、第3期本計画の推進にあたり、ライフコースを踏まえた取組、「ライフコースアプローチ」を進めていきます。ライフコースアプローチとは、一生涯(ライフコース)を通じた健康や福祉、発達に着目する考え方です。これは、乳幼児期から高齢期までの人生の節目(出生、入学・進学、就職、結婚、妊娠、子育て、定年など)における経験や環境が、その後の人生に大きな影響を与えるという視点に基づいています。

ライフコース全体を見据えた視点で施策を展開することで、市民一人ひとりが年齢やライフステージに応じて、より健やかで充実した人生を送ることができるよう、総合的かつ継続的な健康づくりを進めます。